

(第二) 仲裁人ノ忌避

管轄裁判所之ニ代リテ之ヲ選定ス可キモノナリ(第七百八十九條)

三八四

仲裁人タル資格ニ付テハ法律上別段ノ規定ナシ故ニ當事者ハ相當ト信スル者ヲ選定スルコトヲ得ヘシト雖モ仲裁人ニ顯然タル不適當ノ原因アルトキハ之ヲ忌避スルコトヲ許ス而シテ仲裁人ノ忌避ハ自ラ選定シタル仲裁人ニ付テモ之ヲ爲スコトヲ得ヘシ然レトモ仲裁契約ニ於テ指定シタル者ニ付テハ當事者雙方之ニ羈束セラル可キヲ以テ之ヲ忌避スルコトヲ得ス唯忌避ノ原因アルコトヲ知ラスシテ契約シタル場合ニノミ之ヲ忌避スルコトヲ得

(一) 忌避ノ原因ハ左ノ如シ(第七百九十二條)

(イ) 判事ヲ忌避スルト同一ノ原因アルトキ(第三十二條乃)

(ロ) 仲裁人カ無能力者、聾者、啞者、剝奪公權又ハ停止公權ヲ受クル者ナルトキ

(ハ) 各當事者ノ選定シタル仲裁人カ職務ノ履行ヲ遲延シタルトキ

仲裁契約ニ於テ指定シタル仲裁人ニ此原因アルトキハ契約消滅ノ

原因トナルモノトス

(二) 忌避ノ手續

忌避ノ原因アル場合ニ於テ當事者ノ合意ヲ以テ他ノ仲裁人ヲ選定スルトキハ忌避ノ手續ヲ要セス若シ之ヲ争フトキハ第八百五條ノ管轄裁判所ニ訴ヲ提起シテ判決ヲ受クルコトヲ要ス此訴ヲ提起スルモ仲裁手續ノ進行ヲ妨ケス(第七百九十七條)其訴ニ於テ忌避ヲ正當トシタルトキハ之ヲ選定シタル者ハ相手方ノ催告ニ因リ更ニ仲裁人ヲ選定セサル可カラス

(第三) 仲裁ニ關スル裁判上ノ共助

仲裁ハ固ヨリ一私人ノ判斷ヲ爲スモノナレハ國家機關ノ干與ス可キ所ニ非ラスト雖モ其仲裁契約ノ實行ノ爲メ仲裁人ノ選定、仲裁人ノ爲シ得サル手續上ノ助力及ヒ其判斷ノ結果ニ付キ實行ノ保護ヲ與フルカ爲メ裁判所カ之ニ共力ヲ與フル場合ハ本編中各所ニ規定スル所ナリ而シテ此共力ヲ與フル裁判所ハ仲裁契約中ニ於テ其管轄ノ合意ヲ爲シアレハ之ニ從フ可ク然ラサレハ争ニ係ル請求ヲ裁判上主張スル場合ニ於テ管

轉ス可キ裁判所ノ管轄ニ屬ス而シテ其裁判所數個アルトキハ最初其事  
件ニ關係シタル裁判所ノ管轄ニ屬スルモノトス(第八百五條)

### 第三章 仲裁判斷

仲裁判斷ニ付テハ左ノ區別ニ依ラサル可カラス

仲裁判斷ヲ爲  
ス手續

(第一) 仲裁判斷ヲ爲ス手續

此手續ハ法律行為ノ原則ニ從ヒ法律ニ違背セサル限りハ仲裁契約ニ於  
テ之ヲ定ムルコトヲ得之カ定メアルトキハ之ニ從ハサル可カラス其定  
メナキトキハ仲裁人ノ意見ヲ以テ相當ニ其手續ヲ定ム可キモノナリ(第七  
百九十條)然レトモ仲裁人ノ意見ニ依ル場合ニ於テモ必ス遵守セサル可カ  
ラサルモノト到底仲裁人ノ爲スコトヲ得サルモノトアリ

(二) 仲裁人ハ仲裁判斷ヲ爲ス前ニ必ス當事者ヲ審訊シ且爭ノ原因タル  
事實ヲ探知スルコトヲ要ス其探知ノ爲メニハ證據ヲ調ヘ任意ニ出頭  
シタル證人鑑定人ヲ訊問スルコトヲ得(第七百九  
十五條)  
(三) 仲裁人ハ仲裁契約ニ定メアルト否トヲ問ハス威力ヲ用キルノ權ナ

仲裁人ノ評議  
法

(第二) 仲裁人ノ評議法

シ故ニ證人鑑定人ニ出頭ヲ命シ又ハ之ニ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得  
ス(第七百九  
十五條)然レトモ仲裁人カ判斷ヲ爲スニ當リ或證人ノ供述ヲ聞ク  
ニ非ラサレハ到底其爭ヲ決スル能ハサル場合アル可シ斯ル場合ニ於  
テ證人カ任意ニ出頭セサルトキハ裁判所ノ共力ヲ求ム可キモノトス  
仲裁判斷ノ手續ニ關シ前陳ノ如ク仲裁人ノ爲スコトヲ得サル行為ヲ必  
要トスルトキハ當事者ハ本法第八百五條ノ管轄裁判所ニ之カ共力ヲ求  
ムルコトヲ得而シテ此場合ニ於テハ裁判所ハ其申立ニ付キ仲裁判斷上  
ニ必要ニシテ之ヲ許ス可キモノナリヤ否ヤヲ調査シ果シテ相當ト認ム  
ルトキハ其中立ニ因リ共力ヲ與フ可キモノナリ此場合ニ於テ爲ス證人  
鑑定人ノ訊問ノ如キハ一般ノ規定ニ從テ爲スモノトス(第七百九  
十六條)  
仲裁手續ノ進行中當事者カ仲裁契約ノ成立ヲ爭ヒ仲裁契約ヲ許ス可カ  
ラサルモノナルコトヲ主張シ或ハ仲裁人カ其職務施行ノ權ナキコトヲ  
主張シ之カ爲メニ訴ヲ提起スルコトアルモ仲裁手續ノ續行ヲ妨クス(第七  
百九十  
七條)

民事訴訟法正解 仲裁手續 仲裁判斷

仲裁人カ數人ノ合議體ヨリ成ルトキハ之カ評議ノ方法ヲ要ス其方法ハ  
仲裁契約ニ於テ特ニ定メアレハ之ニ從フ可ク若シ其定メナキトキハ過  
半數ヲ以テ決セサル可カラス(第七百九條)評議ノ結果同數ナルトキハ仲裁  
人ハ仲裁判斷ヲ爲スノ途ナシ此場合ニ在リテハ之ヲ當事者ニ通知シ其  
通知ニ因リ仲裁契約ノ消滅ヲ來スモノナリ(第七百九條)

判斷

(第三) 判斷

仲裁人ノ判斷ハ係争ノ私權關係ヲ判定スルモノニシテ物質上ノ鑑定等  
ヲ爲ス可キモノニ非ラサレハ事實ヲ認定シ法律上ノ判定ヲ爲シテ之カ  
義務ヲ盡スコトヲ要ス然レトモ其判斷ハ一ニ法律ニ準據スル國家ノ裁  
判ニ非ラス故ニ必スシモ法律ノ適用ヲ爲スヲ要セス争アル私權關係ヲ  
決ス可キ事實及ヒ法律上ノ判定ヲ下セハ足レリ而シテ仲裁判斷ニ於テ  
當事者ニ法律上禁止ノ行爲ヲ爲ス責アル旨ヲ決定スルヲ得ス法律上禁  
止ノ行爲ハ法律行爲ヲ以テスルモ無効ナレハ(民法第九條參看)斯ノ如キ仲裁判  
斷ハ取消ノ原因タル可シ(第八百條)

(二) 仲裁判斷書 仲裁判斷ハ判決ニ準シ書面ヲ作り其作成年月日ヲ記

シ仲裁人之ニ署名捺印スルコトヲ要ス而シテ其正本ハ當事者ニ送達  
シ原本ハ送達證書ト共ニ管轄裁判所ノ書記課ニ預ク置ク可キモノト  
ス(第七百九條)

(二) 仲裁判斷ノ效力 仲裁判斷ノ效力ハ左ノ如シ

(イ) 當事者間ニ於テハ確定判決ト同一ノ效力ヲ生ス(第八百條) 故ニ此判  
斷ニハ裁判上ノ上訴タル可キモノナク又一度仲裁判斷ヲ受ケタル  
トキハ後日其事件ニ付キ裁判所ニ訴ヲ提起セラル、モ之ニ對シテ  
一事不再理ノ抗辯ヲ爲スコトヲ得

(ロ) 仲裁判斷ハ執行判決ヲ受ケテ強制執行ヲ爲スコトヲ得(第八百條)

(三) 仲裁判斷ニ付テノ執行判決 仲裁判斷ハ國家ノ裁判ニ非ラサレハ  
當然執行力アルニ非ラス然レトモ當事者ノ合意ノ結果ニ出ツルモノ  
ナレハ努メテ其實行ヲ保護セサル可カラス若シ其實行ヲ爲シ得サル  
モノトスレハ仲裁判斷ハ何等ノ效ナク仲裁契約ハ實效ナキニ至ル可  
キカ故ニ國家ハ仲裁判斷ノ結果ニ保護ヲ與ヘ執行判決ヲ受ケテ之カ  
強制執行ヲ爲シ得ヘキモノトセリ

執行判決ハ當事者ノ訴ニ因リ第八百五條ノ管轄裁判所カ之ヲ爲ス可  
キモノニシテ其裁判ハ敢テ仲裁判斷ノ當否ヲ審査シ之カ覆審ヲ爲ス  
モノニ非ラス唯仲裁判斷ノ取消原因タル可キ不適法ノ點存スルヤ否  
ヤヲ審査シ其原因存スルトキハ之ヲ許サ、ルモノトシ然ラサルトキ  
ハ執行判決ヲ與フ可キモノナリ  
其手續ニ至リテハ判決裁判所(第三百條)ノ規定ニ從ヒ口頭辯論ヲ經テ之ヲ  
爲ス可キモノトス

### 第四章 仲裁判斷取消ノ訴

仲裁判斷ハ確定判決ト同一ノ效力ヲ有スト雖モ特定ノ原因アルトキハ之  
カ取消ノ訴ヲ提起スルコトヲ得是レ彼ノ確定判決ニ對スル再審ノ訴ト殆  
ト其類ヲ同ウスルモノナリ而シテ此取消ノ訴ハ第八百五條ノ管轄裁判所  
ニ提起ス可キモノナリ

仲裁判斷取消  
ノ原因

(第一) 仲裁判斷取消ノ原因  
仲裁判斷取消ノ原因ハ左ノ如シ(第八百條)

- (一) 仲裁契約ヲ許ス可カラザリシトキ 前ニ論述シタル仲裁契約ノ要  
件ヲ缺クモノニシテ即チ和解ヲ爲シ得サル權利ヲ目的トシ或ハ争ニ  
係ラサル權利ニ付キ仲裁契約ヲ爲シタルカ如キ是ナリ
  - (二) 仲裁判斷カ法律上禁止ノ行爲ヲ爲ス可キ旨ヲ當事者ニ言渡シタル  
トキ 即チ民法第九十條ノ規定ニ違背シタルカ如キ是ナリ
  - (三) 當事者カ仲裁手續ニ於テ法律ノ規定ニ從ヒ代理セラレザリシトキ  
即チ法定代理人ニ欠缺アリシカ如キ場合はナリ
  - (四) 仲裁手續ニ於テ當事者ヲ審訊セザリシトキ 仲裁契約ニ於テ其審  
訊ヲ要セサルコトヲ合意シタルトキハ此限ニ在ラス
  - (五) 仲裁判斷ニ理由ヲ付セザリシトキ 是レ亦仲裁契約ニ於テ理由ヲ  
付スルヲ要セサル旨ヲ合意シタルトキハ取消ノ原因トナラス
  - (六) 第四百六十九條第一號乃至第五號ノ確定判決ニ對シ原狀回復ノ再  
審ノ訴ヲ許ス可キ條件ノ存スルトキ
- 以上ノ原因存スルトキハ當事者ハ仲裁判斷ノ取消ヲ訴フルコトヲ得ヘ  
キノミナラス執行判決ノ訴アルモ之ニ對シテ抗辯ヲ爲スコトヲ得ヘシ

(第二) 執行判決後ノ取消ノ訴

執行判決アリタル後仲裁判斷取消ノ訴ヲ爲スニ付テハ法律上其原因ヲ制限シ前陳ノ(六)ノ原因タル原狀回復ノ訴ヲ許ス可キトキニシテ尙ホ其原因ニ基キ執行判決ヲ爲ス訴訟手續ニ於テ之ヲ主張スルコト能ハザリシコトヲ疏明スルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得(第八百三條)是レ其執行判決ヲ爲スニ付テハ裁判所ハ一度其取消原因ノ存否ニ付キ審査ヲ遂ケタルモノナレハナリ

執行判決後ノ仲裁判斷取消ノ訴ハ執行判決ノ確定後其取消ノ原因ヲ知リタル日ヨリ一个月ノ不變期間内ニ之ヲ提起セサル可カラス而シテ執行判決確定後五今年ヲ經過シタル後ハ絶對ニ此訴ヲ提起スルコトヲ許サス

執行判決後ノ仲裁判斷取消ノ訴ニ於テ裁判所カ其判斷ヲ取消ストキハ同時ニ執行判決ヲモ取消ス可キモノタリ(第八百四條)

民事訴訟法正解後篇 終

民事訴訟法正解

後編 奥付

明治三十五年八月九日初版印刷  
 明治三十六年六月廿四日再版印刷  
 明治三十七年六月廿八日再版發行

著 者 今 村 信 行

發 行 者 江 草 斧 太 郎

印 刷 者 島 連 太 郎



東京市神田區錦町二丁目二番地

(電話本局四二八番)

東京法學院

東京市神田區一ツ橋通町七番地

(電話本局三二三番)

有斐閣書房

發 賣 所

行印舍秀三町代土美區田神 (番九七〇二局本話電) 所刷印

W327.3  
I.44  
6(2)2

十  
五  
八  
廿  
二  
廿  
廿  
廿  
廿  
廿

寶  
計  
冊

寶  
計  
冊

寶  
計  
冊

寶  
計  
冊

寶  
計  
冊

寶  
計  
冊



